

# 外国人介護人材の受入制度について

	経済連携協定(EPA)	在留資格「介護」	技能実習	在留資格「特定技能1号」						
目的	相手国との経済連携強化	専門的・技術的分野の人材受入れ	相手国への技術移転	一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材の受入れ						
制度概要	母国の看護師養成課程修了者等を介護施設等に受け入れ、就労・研修を行い、介護福祉士資格を取得させる。	留学生在が介護福祉士養成校を卒業し、介護福祉士の資格を取得して介護施設等で就労する。	監理団体を通じて技能実習生を介護施設等に受け入れ、実習を行う。	一定の技能・日本語試験合格者を介護施設等に受け入れ就労させる。 3年の技能実習修了者は、無試験で移行可能。						
在留期間	4年（資格取得後、永続的に滞在可）	資格取得後、永続的に滞在可	最長5年	最長5年						
開始時期	H20～ インドネシア H21～ フィリピン H26～ ベトナム	H29. 9. 1	H29. 11. 1	H31. 4. 1						
埼玉県内受入実績	H30 48人 (累計71人)	県内養成校への留学生入学者数 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7人</td> <td>39人</td> <td>50人</td> </tr> </tbody> </table> H28の7人中6人が県内施設で就労	H28	H29	H30	7人	39人	50人	11人 (平成30年12月末現在)	なし (向こう5年間で日本全体で最大6万人)
H28	H29	H30								
7人	39人	50人								
現在の支援内容	○介護施設への支援 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;">                     ・日本語学習費                      ・医療的ケアの研修費                      ・研修担当者手当                 </div>	○介護福祉士修学資金の貸付 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;">                     ・2年間最大168万円                      ・卒業後5年間県内施設への就労により返還免除                 </div>								
今後の支援の考え方		今後、必要な支援策を検討	今後、必要な支援策を検討	今後、政府において外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策を実施予定						